

平成28年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

- 1 実施時期 平成28年4月1日から7月31日まで
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 実施事項

(1) 厚生労働本省での実施事項

① 大学等への協力依頼等

ア 全国の大学・短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「各大学等」）へ新たに作成したリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼
【一部実施済み】

イ 下記(2)①の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生への周知等について依頼

ウ 所在地の都道府県労働局や労働基準監督署、都道府県・政令市とも連携し、学生への周知・啓発や解決に向けた取組を行うよう呼びかけ

② 各都道府県及び政令市等への協力依頼

キャンペーンの広報、公共施設等でのリーフレットの配布やポスターの掲示、集会施設等でのセミナーの開催等について協力を依頼する。また、取組の実施に当たっては域内の各労働局と連携するよう呼びかける。

③ 関係団体への協力依頼

大学等団体、全国大学生生活協同組合連合会、公益社団法人全国求人情報協会、全国社会保険労務士会連合会、日本行政書士会連合会等に対し、各団体に応じた取組による協力を依頼する。

④ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

① 大学等への出張相談等

学生数が多い大学等を中心に、都道府県労働局による出張相談を実施する。また、大学等からの依頼により労働法制に関する講師派遣等を行う。

② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

各都道府県労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

④ リーフレットの配布

新たに作成したリーフレット等を使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に配布するほか、監督指導などの際に事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。